

# 植物新品種の品種名称に関する考察



国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
連携広報部知的財産課

萱野 英子

## 要 約

植物新品種は、その特性が最大の審査対象である一方、「出願品種の名称」も重要な審査対象である。名称変更命令を受けた事例を確認することによって、種苗法第4条第1項の登録要件を検証した。

植物新品種と商標は、性質の異なる知的財産であるが、品種の名称と商標は、商品等に付与される文字等による表示であるという点が共通している。需要者の誤認及び識別に関する混同を防止するため審査基準の共通点があり、その一方で取引の混乱を防ぐため相互に排斥しあう関係もある。

品種と商標は、審査期間に大幅な差があるため、先に出願された品種の名称が後から出願された登録商標によって登録が阻まれることが多い。両制度間の調整が望まれる。

「品種の名称」「商標」「地理的表示」はそれぞれ制度に依拠する言語（文字等）による表示ではあるが、農産物の流通面では重複する部分もある。各制度を有効に活用して農業・食品産業の振興を図りたい。

## 目次

1. はじめに
2. 「品種の名称」の登録要件
3. 名称変更命令の具体例
  - (1) 登録商標との同一又は類似を理由とする名称変更命令  
(種苗法第4条第1項第2号)
  - (2) 出願品種の誤認及び識別に関する混同を理由とする名称変更命令  
(種苗法第4条第1項第4号)
4. 品種の名称と商標の関係
5. 地名と品種名称の関係
6. おわりに

## 1. はじめに

植物新品種は、発明、考案等とならぶ代表的な知的財産である。

種苗法（平成10年法律第83号）によれば、一定の要件を備えた品種の育成をした者又はその承継人（育成者）は、品種登録を受けることができる。品種登録によって発生した育成者権を持つ者（育成者権者）は、権利が存続する期間中、その品種を業として利用する権利を専有する。

筆者が所属する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（略称：農研機構）<sup>(1)</sup>は、農林水産省所管の法人であり、その主要な研究分野のひとつが品種育成である。当機構では、社会のニーズに応じた特性

を持つ農林水産植物を育成している。代表的な育成品種として、暑さに強い稲品種「にこまる」<sup>(2)</sup>、皮まで食べられるぶどう「シャインマスカット」<sup>(3)</sup>等が挙げられる。

品種育成が完了すると品種登録出願を行うが、その際、種苗法第5条第1項に定められた事項を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

その記載事項のひとつが「出願品種の名称」である。発明であれば、「発明の名称」自体は審査の対象とならないが、植物新品種の場合は、一定の要件を満たすことが求められる。

本稿では、種苗法第4条第1項の出願品種の名称の登録要件を実例に沿って確認し、商標との関連、地理的表示との関連についても考察する。

## 2. 「品種の名称」の登録要件

種苗法第4条第1項の名称に関する登録要件は次のとおりである。

**種苗法第4条** 品種登録は、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

- 一 一の出願品種につき一ではないとき。

- 二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。
- 三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。
- 四 出願品種に関し誤認を生じ、又はその識別に関し混同を生ずるおそれがあるものであるとき（前二号に掲げる場合を除く。）

なお、具体的な判断基準は、「品種名称審査基準」<sup>(4)</sup>に示されている。

### 3. 名称変更命令の具体例

農研機構では毎年、30~50品種の品種登録出願を行っている。出願に際し、育成に携わった職員を中心に、普及への期待を込めて出願品種の特長をよく表した「出願品種の名称」を考える。その時の気持ちは誕生した我が子の名前を考える親と同じである。もちろん品種の名称は、情緒のみから決定するわけではない。同じ種類の農林水産植物で同一又は類似の名称の既存品種が存在していないか、出願品種の種苗と同一又は類似の商品・役務に同一又は類似の登録商標が存在しないか、等も考慮して決定する。

しかし、せっかく知恵を絞って付けた名称であっても、出願後方式審査と共に行われる名称審査の結果、品種名称審査基準に合わない名称と判断され、農林水産大臣から名称変更命令が届くこともある。指定された期間（命令の施行日から30日以内）に名称変更届を提出しない場合は出願が拒絶されるため、新しい名称を付ける必要がある。

農研機構では、平成18年から平成27年の10年間で384件の国内品種登録出願を行ったが、同期間に45件の名称変更命令を受けた。

農研機構が名称変更命令を受けた事例を具体的に挙げて検証する。

#### (1) 登録商標との同一又は類似を理由とする名称変更命令

##### (種苗法第4条第1項第2号)

登録商標との関係で名称変更命令を受けた事例は、以下の3通りのパターンに分けられる。

A) 類似の商品区分で類似の商標が登録されていたため名称変更命令を受けた代表的な事例を表1.に示す。

表1. 登録商標と類似であることを理由とする事例

植物の種類	変更前の名称	理由	変更後の名称
りんご属	ローズサワー	登録商標「サワーブラック」\「SOUR BLACK」(31類苗, 苗木, 果実)に類似	ローズパール
稲種	さとのむらさき	登録商標「里むらさき」(30類米)に類似	さよむらさき
ブルーベリー属	ピリカブルー	登録商標「ピリカ」(31類果実)に類似	エピルカブルー
いちご属	かれん	登録商標「KA・RE・N」(31類草)と類似	カレンベリー

「品種名称審査基準マニュアル」<sup>(5)</sup>によれば、品種の名称から色名、地名、記号等を分離して種苗又は類似商品の登録商標との類似性を判断することとなっている。

農研機構では、出願前の商標調査では、独立行政法人工業所有権情報・研修館のホームページで「称呼検索」を行っているが、それでも類似の商標を発見できない場合があった。例えば、りんご「ローズサワー」の場合、果肉の色合いから想起されるバラの花と適度な酸味があることに因んで命名された。「ローズ」を花の名称と考えて「ローズサワー」について称呼検索を行ったため、類似の登録商標は発見できなかった。しかし、「ローズ」を色名と考えて分離し「サワー」という称呼のみで検索すると、類似の商品区分(31類苗, 苗木, 果実等)に、同様に称呼「サワー」と色名から構成される登録商標「サワーブラック」が発見できる。

出願前の調査を慎重に行うことで回避できた事例であったと考える。

B) 品種登録出願時に未登録だった他人の商標が先に登録されたため、名称変更命令を受けた事例を

表 2. 品種登録出願時未登録だった他人の登録商標と類似であることを理由とする事例

植物の種類	変更前の名称	品種登録 出願日	理由	類似とされた商標		名称変更 命令日	変更後の名称
				出願日	登録日		
稲種	みやびもち	H24.5.11	登録商標「雅餅」(30類 餅米)に類似	H24.12.13	H25.7.12	H26.2.14	里の白雪
てんさい変種	みつぼし	H25.7.31	登録商標「三ツ星」(31 類 草, 苗, 花)と類似	H25.6.7	H25.11.22	H26.7.14	北海みつぼし

表 2. に示す。品種登録出願時に未出願あるいは出願公表前の商標であったため、商標調査を行っても発見できなかった。このような事例は、品種登録出願人が細心の注意を払って事前調査を行ったとしても回避することができない。

C) 自己または関係団体が取得した商標と同一のため、名称変更命令を受けた事例を表 3. に示す。ここに挙げた事例は、品種登録出願人が、品種名称防衛のため自ら出願品種の名称と同一の標章について商標登録出願を行った結果商標登録を受け、当該登録商標の存在を理由に出願品種の名称変更命令を受けた例である。名称変更命令に対しては、商標権を放棄することで対応し、品種名称を変更することなく品種登録することができた。このような商標登録<sup>6)</sup>については、「4. 品種の名称と商標の関係」でも論ずる。

表 3. 登録商標と同一であることを理由とする事例  
(商標権者=品種登録出願人)

植物の種類	変更前の名称	理由	対応
小麦種	ゆめちから	登録商標「ゆめちから」(31類 麦)と同一	自己の商標権 を放棄
稲種	吟のさと	登録商標「吟のさと」(30類 31類 米, 種子類, 草, 苗)と同一	自己の商標権 を放棄
くり属	ほろたん	登録商標「ほろたん」(31類 くり, くりの 苗木)と同一	自己の商標権 を放棄

(2) 出願品種の誤認及び識別に関する混同を理由とする名称変更命令  
(種苗法第 4 条第 1 項第 4 号)

表 4. に出願品種の誤認、混同のおそれがあることを理由として名称変更命令を受けた事例を示した。

「L4-027」: アルファベットと数字のみからなる品種名称の場合、アルファベットが 1 文字だけの場合は識別性がないとされて名称変更命令の対象となる。そのため、品種名称には複数のアルファベットを使用する必要がある。因みに、数字のみでは識別性がない。

「たんたん」: 擬音語、擬態語や無意味な音節で構成される品種名称は識別性がないとされる。

「ローズサワー」: 色や味覚等、品種の特性のみからなる名称は識別性がない。(この品種名称は上に述べたとおり、登録商標との類似も理由となった。)

「アーリーキング」: 本品種は極早生であるため早生を表す「アーリー」と、えん麦の王者的存在となる期待を込めた「キング」から命名された。しかし、「キング」は比較・最上級を示す語句であるため、出穂期が最も早い品種との誤解を与えるおそれがあるとされた。

「コシヒカリ近畿 SBL1 号」: 育成した研究所の名称「近畿中国四国研究センター(当時)」に因んだ「近畿」という語句が含まれていたが、研究所の所在地が広島県であったため、品種の価値を誤認するおそれがあるとされたものである。

「サニーコット」: 類似の農林水産植物に属する他の

表 4. 出願品種の誤認・識別に関する混同を理由とする事例

植物の種類	変更前の名称	理由	変更後の名称
とうがらし種	L4-027	品種名称としての認識・識別が困難	TL4-027
しろうり種及びメロン種	たんたん	認識・再生することが困難	フェーリア
りんご属	ローズサワー	特性のみからなる名称「ローズ(果肉の色)」「サワー(果実の酸味)」であり、品種の識別を困難にするおそれがある	ローズパール
えん麦種	アーリーキング	比較級、最上級の呼称を含む名称は品種の価値を誇張し、優良な特性を持つとの誤解を与えるおそれがある	K78R7
稲種	コシヒカリ近畿 SBL1 号	育成地(広島県福山市)に基づかない国内の地名「近畿」を含む	コシヒカリ近中四 SBL1 号
あんず種	サニーコット	ヨーロッパで登録されたあんず既存品種「Sunny Cot」と読みが一致。誤認混同のおそれ	おひさまコット
Avena strigosa Schreb. (えん麦近縁種)	オーガスタ	地名(アメリカ合衆国の都市)	リッキー
稲種	ミルクキー7	周知・著名商標「ミルクキー」を含む	ミルクキーサマー
もも種	桃天	品種名称であることが認識困難	舞飛天
稲種	微笑みのリーズ	品種名称であることが認識困難(「リーズ」はイタリア語で「米」)	和みリゾット
ごま種	ごまえもん	品種名称であることが認識困難	まるえもん

品種の名称に同一または類似のものがあリ、誤認混同のおそれがあるとされた。本品種は2009年に品種登録出願されたが、2011年にヨーロッパで登録されたあんず品種「Sunny Cot」と読みが一致する。

なお、植物の種類が異なれば、登録は可能であ

る。例えば、農研機構の育成品種でも、「ゆめちから」という品種名称でとうもろこしと小麦が、「ヒタチレッド」という名称でかんしょと桃がそれぞれ登録された例がある。

「オーガスタ」：国名、地方自治体名、地名のみの名称は認められない。この品種は8月(オーガスト)が播種時期であることから命名されたが、アメリカの都市名でもあったことから名称変更命令を受けた。

「ミルクキー7」：数字を分離すると、周知・著名商標「ミルクキー」と同一である。

「桃天」「微笑みのリーズ」「ごまえもん」は、それぞれ出願品種の属する植物名「桃」「稲(イタリア語でriso)」「ごま」を含む名称であるため認められない。植物名のみ、又はその植物の慣用名も品種名称とすることはできない。

この他にも、農研機構が名称変更命令を受けた事例はないが、国際機関名(例:「国連」「赤十字」)、著名な人名で本人等の了解のないもの、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある名称も品種名称として認められない。

#### 4. 品種の名称と商標の関係

ここまで述べてきたとおり、品種の名称と商標には深い関係がある<sup>(7)</sup>。

当該種苗と同一又は類似の商品・役務に使用される同一又は類似の登録商標が存在する品種の名称は名称変更命令の対象となる一方、商標もまた、品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似であることを理由に拒絶を受けることがある。

商標法第4条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

一～十三 (略)

十四 種苗法(平成10年法律第83号)第18条第1項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しく

は役務について使用をするもの

植物新品種の名称と商標の性質の相違とは何か。商標は自己の業務に係る商品又は役務について使用するものであるため他者の使用を排除することが妥当であり、商標権は私有財産としての性格が強い。一方、品種の名称は、種苗の同定・識別機能を有しており、その影響は収穫物の流通にも及ぶ。普及が進んだ品種であれば、その収穫物・加工品は広く市場に流通し、取り扱う業者の数が多く多岐にわたる。そのため、その名称を特定の権利者に独占させることは適当ではない。そのため、育成者権者であっても商標登録を受けることはできない。

品種の名称と商標の共通点は、ともに文字等による表示であって、市場に流通する商品に使用されることである。そのため、需要者の誤認や混同を防止するための制限が必要となり、共通の登録要件が課せられる。

植物新品種と商標は、出願から登録までに要する期間が大幅に異なるため、品種の名称を確保する上で問題が生じることがある。植物新品種は、植物の特性の審査が必要であるため、出願から登録まで通常は2年若しくはそれ以上の期間を要する。それに対し、商標は出願から登録までの平均所要日数は188日<sup>(9)</sup>（2014年）である。そのため、品種登録出願前に商標検索を行って品種名称を決定しても、後で出願された商標が先に登録され、名称変更命令を受けることもある。上述の3.(1)B)の事例がこれにあたる。このような事態を回避するために苦肉の策として行っているのが、3.(1)C)の方法である。すなわち、品種登録出願を行った後、出願人が自ら商標登録出願を行い、品種名称の商標権を確保することである。たとえ商標権者が品種登録出願人と同一であっても、同一、類似の商品区分で同一の登録商標が存在していれば、農林水産大臣から出願品種の名称変更命令を受けることになる。名称変更命令を受けても、自己の商標権を放棄することによって、品種名称を変更せずに登録を受けることが可能となる。しかし、品種名称を防衛するための商標権の取得は本来の商標法の趣旨に合致しないのではないかと、との疑問が残る。

商標と品種名称の関係について、商標法・種苗法間の調整が必要なのではないか。両制度の調整を図る最良の方法は、植物新品種の審査期間の短縮である。し

かし、大部分の植物は1年サイクルの生活史を持つため、2サイクル以上の特性審査を行う前提であれば審査期間の短縮は難しい。品種登録出願後数ヶ月で「出願公表」が行われるが、せめて出願公表済みの品種名称については商標登録ができない制度にならないだろうか。出願公表された品種が全て登録されるとは限らないが、出願された品種のうち、約85%が登録される<sup>(9)</sup>。出願公表済み品種名称の仮保護が実現すれば、名称変更命令を受ける事例が少なくなると考える。

なお、自己の商標権を放棄するにあたり、重要なのは放棄のタイミングである。商標権放棄後品種登録以前に、他人が同一または類似の商標の登録を受けるリスクがある。平成24年4月1日の商標法の改正により、商標権の早期取得というユーザーのニーズに応えるため、第4条第1項第13号が削除され、商標権消滅後1年間経過しなくても他人が同一または類似の商標権を取得することが可能となった。このため、品種登録出願人は、農林水産省と連絡を取りながら自己の商標権を放棄するタイミングを計る必要がある。

最近では、農産物のブランド化事例として、商標権の活用が推奨されている。品種名称としては意味のない記号的な名称を使用し、品種名称とは別にブランドイメージに合った商標権を取得して活用するというものである。しばしば紹介される代表的な事例は、福岡特産のいちご「あまおう」である<sup>(10)</sup>。「あまおう」は商標であり、品種名称は「福岡S6号」である。育成者権は25年で満了するが、商標権は10年ごとに更新することによって半永久的に使用可能であるため、更なる後代の新品種も、同じブランド名で半永久的に市場に流通させることが可能である。

この方法は特定の品種群を半永久的にひとつのブランドで管理するためには有効であろう。しかし、農研機構のような研究機関の場合は少々事情が異なる。農研機構は、市場の多様なニーズに沿って、バラエティに富んだ品種を育成することをひとつの目標としている。単一のブランドで管理することが必ずしも有効とは限らない。

なぜならば、農産物にもライフサイクルがあり、時代のニーズに合った育種研究が求められる。育成者権の存続期間である25年（果樹等は30年）を超えて特定のブランドを維持することに価値があるかどうかの判断は難しい。仮に育成者権の満了後に名称を使用す

る必要がある場合であっても、一旦登録された品種の名称は普通名称化すると考えられる<sup>(11)(12)</sup>ため、他人が商標登録出願を行っても商標法第3条第1項第1条により登録を受けることはできない。品種の名称は、その品種の種苗・収穫物に対して誰でも永久的に使用することが可能である。商標とは異なり更新登録申請も登録料の納付も不要である。

商標権を取得・維持する場合は、育成者権の取得・維持コストに加えて費用が必要となる。仮に2区分(例：第30類と第31類)の商品区分について商標登録出願し、登録後10年商標権を維持する場合、1商標につき77,000円(出願費用20,600円と登録料56,400円)が必要である。農研機構は平成28年6月末現在、609品種の育成者権(国内)を保有している。仮に600品種について商標権を取得し、10年間維持した場合は国内だけでも4,620万円のコストが必要である。外国でも商標権を取得する場合は、桁違いの費用を要する。

また、本来商標とは、自己の業務に係る商品又は役務について登録を受けるものである。育成者権者が自らその品種を市場に出している場合であれば、育成品種は自己の業務に係る商品であり商標法の趣旨に合致した使用が可能である。しかし、農研機構は、研究成果として植物新品種を世に送り出しているが、厳密に言えば、それは「自己の業務に係る商品又は役務」ではない。種苗法第22条では、登録品種の種苗を業として譲渡等をする場合は、その品種の名称を使用すべきことが定められている。品種の特性を的確に表現した印象的な品種名称を付け、その名称で種苗を市場に流通させることもまた、需要者の混乱を防止するひとつの方法であると考えられる。

農研機構のブランド管理の一例として、ばれいしょ「インカの〇〇」シリーズがある。平成13年から平成21年にかけて品種登録された「インカパープル」「インカレッド」「インカゴールド」「インカのめざめ」「インカのひとみ」「北海98号(流通名称「インカルージュ」)」の6品種である。いずれも商標登録は受けておらず、品種名を使用している。

なお、今後は需要者のニーズに沿ったオーダーメイド育種が進むことも考えられることから、地域限定、利用目的限定の新品種について、需要者が商標権を取得し独自ブランドの確立を目指す動きも予想される。

## 5. 地名と品種名称の関係

本稿「3.(2)」において、「オーガスタ」が地名であることを理由として名称変更命令を受けた事例を示した。

現在の品種名称審査基準マニュアルでは、育成地に基づかない地名は登録品種の名称としては認められない。しかし、我が国最初の登録品種(登録日：昭和54年11月1日、登録番号：第1号)は「北京」という品種名の白菜であったことは有名な話である。「農林水産省品種登録ホームページ」<sup>(13)</sup>でOECD加盟国、加盟準備国、主要パートナーの計40カ国の国名及びそれぞれの首都名と、人口規模第10位までの国内都市名について検索を行った。「アイスランド」「東京」「ベルリン」「キョウト」「ローマ」「Paris」等、国名、都市名を名称とする38品種が登録されている。その中で登録日が最も遅いのは、平成22年3月2日登録の「プラハ」であり、それ以降の品種には見当たらない。これは平成22年4月1日付けで名称審査基準マニュアルが改正されたことによる。

近年は、農産物・食品の「地域ブランド」を地域おこしの目的で活用することが提唱されている。商標の分野でも、平成17年の商標法の改正により「地域団体商標」の制度が導入された。

農産物の場合は、生産される地域の自然条件、地域社会に蓄積された生産技術等が品質を左右するため、とりわけ産地が重要視される傾向がある。

平成27年6月1日に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」が施行され、生産地と特性の結び付きが認められる農産物・食品について「産地名+農産物・食品名」の名称を地理的表示(Geographical Indication : GI)として保護する知的財産制度の運用を開始した。すでにこの制度の下で登録されている例としては「夕張メロン」「神戸ビーフ」等がある。

登録品種の名称では、育成地の地名を名称の一部とすることは可能である。農研機構の育成品種の例では「札幌1号(アリウム)」「ちくごまる(小麦)」等がある。ただし、地名が含まれる品種名称であることから生産地等に関し需要者の誤認を招く品種名称は不适当である。仮に札幌がアリウムの名産地であった場合(現状はそうではない)、札幌以外の産地で生産されたアリウムに表示を付する場合には「〇〇産札幌1号」等、産地誤認を防止する表示を行う等の対応が求められるであろう。

登録品種の名称と地理的表示、商標はそれぞれ保護する対象が異なるため、それぞれの制度に沿って地名の適切な活用を図るべきである。

## 6. おわりに

植物新品種を育成する者にとって「出願品種の名称」は単なる記号ではない。特性を示す大事な表示である。その品種の種苗が市場に流通する際には、他品種と区別されるために大きな役割を果たす。

特許等と異なり、品種の場合は名称も審査対象となっており、その登録要件は、種苗法第4条第1項に規定されている。名称変更命令を受けた事例を検証したところ、商標との関係が重要なポイントである。品種名称の選定に際しては、慎重な商標調査が必要であるが、それだけでは不十分である。現行の制度では、審査期間の長い品種名称が、商標と同一または類似であることを理由として変更命令を受けることが多い。商標法・種苗法両制度間の調整が望まれるところである。

また、農産物の場合、地名は品質を表す重要な表示として利用される場合が多い。「品種の名称」「商標」「地理的表示」のそれぞれの制度上の特徴を生かすことによって農林水産業・食品産業がより発展することを期待する。

なお、本稿は筆者の個人的見解をまとめたものであ

り、所属機関である国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の見解ではないことをお断りする。

## 参考文献等

- (1) 農研機構, <http://www.naro.affrc.go.jp/> (参照日: 2016年10月12日)
  - (2) 「にこまる」の育成, <http://www.naro.affrc.go.jp/karc/contents/ondanka/ondanka2/> (参照日: 2016年10月12日)
  - (3) 品種紹介 シャインマスカット, <http://www.naro.affrc.go.jp/patent/breed/0400/0411/001262/> (参照日: 2016年10月12日)
  - (4) 「登録出願品種審査要領」平成27年10月1日付け27食産第2271号, 別添2
  - (5) 「品種名称審査基準マニュアル」平成27年11月20日改正
  - (6) 農林水産省生産局知的財産課編著「最新逐条解説種苗法」p.31 (2009), (株)ぎょうせい
  - (7) 浅野卓, パテント, Vol.64, 2011.11, pp43-57 (2011)
  - (8) 特許庁「平成27年度商標出願動向調査報告書(概要) - マクロ調査 -」(平成28年3月)
  - (9) 農林水産省「品種登録ホームページ」の「品種登録出願件数の推移」「品種登録件数の推移」から推算。
  - (10) 三井寿一, 末信信二, 特技懇, 256号, pp.49-53, (2010)
  - (11) 特許庁「商標審査基準」(改訂第11版) 第3, 十二(平成27年4月)
  - (12) 特許庁編集「工業所有権法(産業財産法) 逐条解説[第19版]」p.1289, (2012), (一社) 発明推進協会
  - (13) 農林水産省品種登録ホームページ, <http://www.hinsyu.maff.go.jp/> (参照日: 2016年10月12日)
- (原稿受領 2016. 10. 20)